

## 高知大学学術研究報告編集・発行その他に関する手続

### 前文

高知大学学術研究報告編集委員会規則第6条による手続きを、次のとおり定める。

#### (投稿資格)

第1条 原稿を提出することのできる者は、高知大学（以下「本学」という。）の基幹教員の教授、准教授、講師、助教、助手（以下「教員」という。）、高知大学大学院の専任の教員、研究員（非常勤職員の就業規則の適用を受ける者に限る。）、技術職員（職員就業規則の適用を受ける者に限る。）、大学院生及び研究生とする。ただし、退職した教員は、退職した年度及び翌年度に限り原稿を提出することができる。

医学部においては、医員・臨床研修医、医療職員（薬剤師、看護師、放射線技師等）も含む。

2 投稿できる原稿等（文章・図・表・写真等を含めた全て）（以下「論文」という。）は前項の有資格者の単著あるいは共著に限るものとし、共著の場合は、本学の教員が原則として筆頭著者でなくてはならない。ただし、以下の場合には、学外者が筆頭著者の論文であっても、これを受理することができるものとする。

- 1) 本学を中心にして行われた研究で、論文作成に本学教員が大きく関わったと認められ、関わった本学教員との共著論文である場合
  - 2) 科学研究費助成事業等の競争的資金(学長/学部長の裁量経費を含む)に基づく研究であり、競争的資金獲得の申請書に共同研究者として記載された学外者が筆頭著者で本学教員との共著論文である場合
- (なお、上の1)、2)においては、共同著者である本学教員が、1)あるいは2)に関わる説明書を論文に添付して提出するものとする。)

#### (著作権等)

第2条 提出された論文の著作権等について次のとおり定める。

- (1) 提出された論文の著作権は、本学に帰属するものとする。掲載された論文、写真、図表等の原文情報を電子化等利用のために著作権法で定められた範囲を越えて利用する場合は、あらかじめ高知大学長に利用の許諾申請をしなければならない。高知大学長は、許諾申請に基づき、著作権法の遵守と著作者の権利を侵害しないと判断した場合は、「高知大学学術研究報告論文利用許諾書」(別紙様式6)により許諾を与えるものとする。
- (2) 投稿に際しては、当該論文の著作権が本学に帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。したがって投稿者は、共著者全員に本手続きを示し、この点に関する承諾を得た上で投稿しなければならない。
- (3) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載する場合、著作権に係わる問題や法令上の手続きは、著者自身があらかじめ処理しておかななければならない。
- (4) 掲載する写真等の、プライバシーにも配慮しなければならない。
- (5) 本学は、電子的記録媒体(CD-ROM, DVD-ROM等)への変換・送信可能化・複製・学内外への配布及びインターネット等で学内外へ公開する権利(公衆送信権、自動公衆送信権等)を専有するものとする。

#### (原稿の提出及び受理)

第3条 著者は、原稿に高知大学学術研究報告発行願(別紙様式1)を添付して、あらかじめ定められた期日までに編集委員会に提出しなければならない。

2 原稿の作成にあたっては、「高知大学学術研究報告投稿の手引」によるものとする。

- 3 編集委員会は、各系列ごとに原稿を点検し受理するものとする。
- 4 原稿は完成原稿（カメラレディ原稿）とし、受理後は原稿の変更は認めない。
- 5 「高知大学学術研究報告編集・発行その他に関する手続」及び「高知大学学術研究報告投稿の手引」に合わないものは、受理しない場合もあり得る。なお、受理の判断に際し、学内の編集委員会委員以外の者に意見を求める場合もあり得る。

#### （編 集）

第4条 編集は、編集委員会が行う。

- 2 刊行は、本学図書館ホームページ上での電子刊行とし次の系列ごとに分類し、1年度1巻とする。なお、国会図書館への送付用、本学保管用として25部程度の各系列を合冊にした冊子体の刊行も行う。

- (1) 人文科学
- (2) 社会科学
- (3) 自然科学
- (4) 農学
- (5) 医学・看護学

提出論文の系列選択は、著者の自由とする。

- 3 原則、冊子体はモノクロで作成をする。
- 4 冊子体の表紙の体裁は、別紙様式2の通りとする。  
表紙1（和文タイトル）、表紙2（白紙）、裏表紙3（奥付）、裏表紙4（欧文タイトル）
- 5 冊子体の目次は、別紙様式3による。
- 6 本文の組版は、原則として横1段組とするが、事情によっては縦2段組、横2段組も可とする。
- 7 各論文を編集委員会が受理したときは、原稿の最後に受理年月日（別紙様式4）を記載する。
- 8 論文題名・著者表示の形式は高知大学学術研究報告投稿の手引に従うものとする。
- 9 冊子体には通しページを肩に入れる。
- 10 冊子体の各系列の掲載順序は、編集委員会で協議・決定する。
- 11 規格はA4判とする。紙質は全て上質紙とし、本文は70kg、分冊表紙は180kgとする。
- 12 発行年月日

冊子体の奥付の発行年月日は、「(当年の)12月31日」とする。

- 13 冊子体の奥付に誌名・巻数・系列名・発行年を和文と欧文で記載し、発行者（高知大学）の住所（所在地）・電話番号、および著作権を示す「本学術研究報告に掲載の論文の著作権は高知大学に帰属します。」を和文で記載する。印刷所は、印刷者名・住所（所在地）を和文で記載する。

#### （契約・発注）

第5条 経理課は契約と発注を行うものとする。

(版下の確認)

第6条 著者で印刷物の刷り上がりの確認を行う。ただし、文書及び図表データ等の校正はできないものとする。

2 編集委員会は発行の日を定める。第4条第7項に記載の受理年月日の下欄に発行年月日(別紙様式5)を記入する。

(配付・保存)

第7条 研究イノベーション課は、校正終了後速やかに本学図書館ホームページ及び高知大学学術情報リポジトリへの掲載を学術情報課に依頼するものとし、国会図書館には冊子体を送付するものとする。

2 冊子体を、図書館中央館・物部分館・医学部分館に閲覧用として各2部配布するものとする。

附 則

この手続は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この手続は、昭和55年9月25日一部改正し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この手続は、昭和58年5月30日一部改正し、昭和58年5月30日から適用する。

附 則

この手続は、昭和61年11月20日一部改正し、昭和61年11月20日から適用する。

附 則

この手続は、昭和63年10月3日一部改正し、昭和63年10月19日から適用する。

附 則

この手続は、平成3年2月6日一部改正し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この手続は、平成6年3月25日一部改正し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この手続は、平成12年6月30日一部改正し、平成12年6月30日から適用する。

附 則

この手続は、平成13年3月28日一部改正し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この手続は、平成14年3月27日一部改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この手続は、平成15年3月27日一部改正し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この手続は、平成 16 年 3 月 17 日一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 18 年 10 月 25 日一部改正し、平成 18 年 10 月 25 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 19 年 9 月 28 日一部改正し、平成 19 年 9 月 28 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 21 年 7 月 23 日一部改正し、平成 21 年 7 月 23 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 22 年 9 月 13 日一部改正し、平成 22 年 9 月 13 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 23 年 7 月 21 日一部改正し、平成 23 年 7 月 21 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 24 年 5 月 30 日一部改正し、平成 24 年 5 月 30 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 26 年 2 月 12 日一部改正し、平成 26 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 26 年 5 月 22 日一部改正し、平成 26 年 5 月 22 日から適用する。

附 則

この手続は、平成 28 年 1 月 15 日一部改正し、平成 28 年 1 月 15 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 4 年 3 月 28 日一部改正し、令和 4 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 4 年 7 月 4 日一部改正し、令和 4 年 7 月 4 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 6 年 3 月 15 日一部改正し、令和 6 年 3 月 15 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 6 年 5 月 28 日一部改正し、令和 6 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 6 年 11 月 22 日一部改正し、令和 6 年 11 月 22 日から適用する。

附 則

この手続は、令和 8 年 5 月 26 日一部改正し、令和 8 年 5 月 26 日から適用する。

別紙様式 1

## 高知大学学術研究報告発行願

年 月 日

高知大学学術研究報告編集委員会委員長 殿

所属

学部

原稿提出代表者 氏名

著者（著者全員）は「高知大学学術研究報告編集・発行その他に関する手続」を承諾し、下記のとおり高知大学学術研究報告の発行願を提出しますので、よろしくお願ひします。

記

著者名	姓名
	ローマ字
系列	人文科学 社会科学 自然科学 農学 医学・看護学
形式	論文 研究ノート 報告 その他* ( : 【欧文訳】 )
論文題名	
上記	欧文訳
欄外タイトル	running title、(各ページ上部に表示する)欄外見出し、柱、(日本語 20 字以内・英語 10 語以内)
記録媒体	USB メモリ CD-R その他 ( )
	(ソフト名等 : )
備考	
連絡電話番号	
[受付年月日]	年 月 日 [受付委員氏名]

※その他を選択される場合、( ) 内に文書の種類およびその欧文訳をご記載ください。

【例】(資料 : Document) など

ISSN 1884-7714

冊子体 別紙様式2

表紙 1 (和文タイトル)

高 知 大 学

学 術 研 究 報 告

第 卷

年  
高 知 大 学

ISSN 1884-7714

冊子体 別紙様式2

裏表紙 4 (欧文タイトル)

RESEARCH REPORTS  
OF  
KOCHI UNIVERSITY

Vol.

〇〇〇〇  
KOCHI UNIVERSITY  
KOCHI, JAPAN

冊子体 別紙様式2  
裏表紙 3 (奥付)

冊子体 別紙様式2  
表紙 2 (白紙)

年度 高知大学学術研究報告編集委員会

委員長  
委員

(アイウエオ順)

<b>高知大学学術研究報告 第 卷 年</b> Research Reports of Kochi University, Vol. ○○○○	
年 月 日発行 Published:December 31,○○○○	
発行者	<b>高 知 大 学</b> 高知市曙町二丁目5番1号 (〒780-8520) 電話(088)844-0111
印刷所	本学術研究報告に記載の論文の著作権は 高知大学に帰属します。

別紙様式 3

高知大学学術研究報告 目 次

人文科学系

論文

1. 著者名 :  
論文題名 ページ

2. 著者名 :  
論文題名 ページ

研究ノート

1. 著者名 :  
論文題名 ページ

Research Reports of Kochi University,  
Table of Contents

Humanities

Articles

1. Author:  
Title ページ

2. Author:  
Title ページ

Notes

1. Author:  
Title ページ

- ※ 裏面に欧文の目次を入れる。2ページにまたがる場合は、別紙とする。
- ※ 配列は系列毎に形式順（論文→研究ノート→報告→その他）にし、その中で著者名の五十音順とする。なお、その他として配列する場合、文書種類毎に、著者名の五十音順とする。
- ※ 形式の欧文表記は「論文:Articles / 研究ノート:Notes / 報告:Reports」とし、原稿形式において「その他」を選択した著者がいる場合、文書の種類およびその欧文表記は著者の申告によるものとする。

別紙様式 4  
(原稿受理日付)

和 文

年 (〇〇〇〇) 月 日受理

欧 文

(Manuscript received: 〇〇〇〇, 〇〇〇〇)

別紙様式 5  
(原稿発行日付)

和 文

年 (〇〇〇〇) 12月 日発行

欧 文

Published:December〇〇, 〇〇〇〇

年 月 日

## 高知大学学術研究報告論文利用許諾書

〇〇〇〇 殿

(許諾者)

住所 高知県高知市曙町二丁目 5 番 1 号

機関名 高知大学

代表者 学長 〇〇 〇〇

(公印省略)

〇年〇月〇日付申請書について、下記の条件をもってこれを許諾します。

### 記

#### 1. 許諾条件

利用条件（裏面）のとおり。

#### 2. 許諾対象誌名および論文名

誌名、年、巻・号	高知大学学術研究報告、〇〇年、第〇号、〇-〇頁
論文名	〇〇〇〇〇
著者名	〇〇〇〇〇

#### 3. 事務連絡先

所属・担当者名： 高知大学 〇〇〇〇・〇〇〇〇

電話番号： 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇

## 高知大学学術研究報告掲載論文の利用について

高知大学学術研究報告掲載の論文の利用は、下記事項を遵守してください。

1. 高知大学学術研究報告に掲載された論文、写真、図表等のコンテンツの著作権は高知大学にあります。
2. 「高知大学学術研究報告編集・発行その他に関する手続」第2条に規定する権利については、「私的使用のための複製」(著作権法第30条)、「図書館等における複製」(著作権法第31条)、「引用」(著作権法第32条)等著作権法でその利用が認められた場合を除き、高知大学の許諾を必要とします。また、「引用」の場合は、著作権法第48条により、著作物の出所を明示してください。

○年○月○日